

◎障害者基本法の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○ 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）抄（第一条関係）

（傍線部分は改正部分・網掛けゴシック体部分は修正部分）

修正後	修正前	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十三条）</p> <p>第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策（第十条―<b>第三十条</b>）</p> <p>第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策（<b>第三十一条</b>）</p> <p>第四章 障害者施策推進協議会（<b>第三十二条―第三十四条</b>）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する<b>かけがえない</b>個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を</p>	<p>目次</p> <p>第二章 総則（第一条―第十三条）</p> <p>第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策（第十条―<b>第二十八条</b>）</p> <p>第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策（<b>第二十九条</b>）</p> <p>第四章 障害者施策推進協議会（<b>第三十条―第三十二条</b>）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、<b>障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、</b>障害</p>	<p>目次</p> <p>第二章 総則（第一条―<b>第十一条</b>）</p> <p>第二章 障害者の福祉に関する基本的施策（<b>第十二条―第二十二</b>条）</p> <p>第三章 障害の予防に関する基本的施策（<b>第二十三条</b>）</p> <p>第四章 障害者施策推進協議会（<b>第二十四条―第二十六</b>条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援</p>

実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 (略)

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 (略)

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

第二章 障害者の福祉に関する基本的施策

(医療、介護等)

第十四条 (略)

2 (略)

3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、**保健**、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

4 (略)

5 (略)

6・7 (略)

(教育)

第十六条 (略)

**2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。**

3 (略)

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、**適切な教材等の提供**、

(医療、介護等)

第十四条 (略)

2 (略)

3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

4 (略)

5 | (略)

6・7 (略)

(教育)

第十六条 (略)

(削除)

2 | (略)

3 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、**学校施設の整備**その他

(医療、介護等)

第十二条 (略)

2 (略)

3 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

4 (略)

(新設)

5・6 (略)

(教育)

第十四条 (略)

2 | 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに**学校施設の整備**を促進しなければならない。

3 | (略)

(新設)

学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

(療育)

第十七条 (略)

2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。)その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

2 3 4 (略)

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、そ

の環境の整備を促進しなければならない。

(療育)

第十七条 (略)

(新設)

(公共的施設のバリアフリー化)

第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

2 3 4 (略)

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、そ

(新設)

(公共的施設のバリアフリー化)

第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

2 3 4 (略)

(情報の利用におけるバリアフリー化)

第十九条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、及びその意思を

の意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、**障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等**が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2・3 (略)

(相談等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、**障害者の意思決定の支援に配慮しつつ**、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

2 **国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族**

の意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2・3 (略)

(相談等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

(新設)

表示できるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2・3 (略)

(相談等)

第二十条 国及び地方公共団体は、障害者に関する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(防災及び防犯)

第二十六条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

(消費者としての障害者の保護)

第二十七条 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(新設)

(新設)

(文化的諸条件の整備等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、障害者の文化的意欲を満たし、若しくは障害者に文化的意欲を起こさせ、又は障害者が自主的かつ積極的にレクリエーションの活動をし、若しくはスポーツを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない。

2 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供等に努めなければならない。

第二十八条〜第三十条 (略)

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策

第三十一条 (略)

第四章 障害者施策推進協議会

第三十二条〜第三十四条 (略)

第二十六条〜第二十八条 (略)

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策

第二十九条 (略)

第四章 障害者施策推進協議会

第三十条〜第三十二条 (略)

(新設)

第三章 障害の予防に関する基本的施策

第二十三条 (略)

第四章 障害者施策推進協議会

第二十四条〜第二十六条 (略)

○ 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）抄（第二条関係）

（傍線部分は改正部分・網掛けゴシック体部分は修正部分）

修正後	修正前	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十三条）</p> <p>第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策（第十条―<b>第三十条</b>）</p> <p>第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策（<b>第三十一条</b>）</p> <p>第四章 障害者政策委員会等（<b>第三十二条―第三十六条</b>）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（障害者基本計画等）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、<b>第三十六条第一項</b>の合議制の機関の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、<b>第三十六条第四項</b>の合議制の機関を設置している場合にあつて</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十三条）</p> <p>第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策（第十条―<b>第二十八条</b>）</p> <p>第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策（<b>第二十九条</b>）</p> <p>第四章 <b>障害者政策委員会等（第三十条―第三十四条）</b></p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（障害者基本計画等）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、<b>第三十四条第一項</b>の合議制の機関の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、<b>第三十四条第四項</b>の合議制の機関を設置している場合にあつて</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十三条）</p> <p>第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策（第十条―<b>第二十八条</b>）</p> <p>第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策（<b>第二十九条</b>）</p> <p>第四章 <b>障害者施策推進協議会（第三十条―第三十二条）</b></p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（障害者基本計画等）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、<b>地方障害者施策推進協議会</b>の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、<b>地方障害者施策推進協議会</b>を設置している場合にあつてはその</p>

はその意見を、その他の場合にあつては  
障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

7 ㄱ 9 (略)

#### 第四章 障害者政策委員会等

~~第三十二条・第三十三条~~ (略)

~~第三十四条・第三十五条~~ (略)

~~第三十六条~~ (略)

はその意見を、その他の場合にあつては  
障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

7 ㄱ 9 (略)

#### 第四章 ~~障害者政策委員会等~~

~~第三十条・第三十一条~~ (略)

~~第三十二条・第三十三条~~ (略)

~~第三十四条~~ (略)

意見を、その他の場合にあつては障害者  
その他の関係者の意見を聴かなければな  
らない。

7 ㄱ 9 (略)

#### 第四章 ~~障害者施策推進協議会~~

~~第三十条・第三十一条~~ (略)

(新設)

~~第三十二条~~ (略)

○ 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）抄（修正後の附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分・網掛けゴシック体部分は修正部分）

修正後	修正前	現 行
<p>(市町村障害福祉計画)</p> <p>第八十八条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 障害者基本法<b>第三十四条第四項</b>の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(都道府県障害福祉計画)</p> <p>第八十九条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法<b>第三十四条第一項</b>の地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(市町村障害福祉計画)</p> <p>第八十八条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 障害者基本法<b>第三十二条第四項</b>の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(都道府県障害福祉計画)</p> <p>第八十九条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法<b>第三十二条第一項</b>の地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(市町村障害福祉計画)</p> <p>第八十八条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 障害者基本法<b>第二十六条第四項</b>の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(都道府県障害福祉計画)</p> <p>第八十九条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法<b>第二十六条第一項</b>の地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 (略)</p>

○ 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）抄（修正後の附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分・網掛けゴシック体部分は修正部分）

修正後	修正前	現 行
<p>（市町村障害福祉計画）</p> <p>第八十八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 障害者基本法<b>第三十六条第四項</b>の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。</p> <p>7・8（略）</p>	<p>（市町村障害福祉計画）</p> <p>第八十八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 障害者基本法<b>第三十四条第四項</b>の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。</p> <p>7・8（略）</p>	<p>（市町村障害福祉計画）</p> <p>第八十八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 障害者基本法<b>第三十二条第四項</b>の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>7・8（略）</p>
<p>（都道府県障害福祉計画）</p> <p>第八十九条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法<b>第三十六条第一項</b>の合議制の機関の意見を聴かなければならない。</p> <p>6（略）</p>	<p>（都道府県障害福祉計画）</p> <p>第八十九条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法<b>第三十四条第一項</b>の合議制の機関の意見を聴かなければならない。</p> <p>6（略）</p>	<p>（都道府県障害福祉計画）</p> <p>第八十九条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法<b>第三十二条第一項</b>の地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>6（略）</p>

○ 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）抄（修正後の附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分・網掛けゴシック体部分は修正部分）

修正後	修正前	現行
<p>附 則</p> <p>（障害者基本法の一部改正）</p> <p>第三十二条 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十一条第三項中「、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ」を削る。</p> <p><b>第三十四条第一項</b>中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。</p>	<p>附 則</p> <p>（障害者基本法の一部改正）</p> <p>第三十二条 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十一条第三項中「、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ」を削る。</p> <p><b>第三十二条第一項</b>中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。</p>	<p>附 則</p> <p>（障害者基本法の一部改正）</p> <p>第三十二条 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第九条第三項中「、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ」を削る。</p> <p>第二十六条第一項中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。</p>

○ 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）抄（修正後の附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分・網掛けゴシック体部分は修正部分）

修正後	修正前	現行
<p>附 則</p> <p>（障害者基本法の一部改正）</p> <p>第三十二条 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十一条第三項中「、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ」を削る。</p> <p><b>第三十六条第一項</b>中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。</p>	<p>附 則</p> <p>（障害者基本法の一部改正）</p> <p>第三十二条 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十一条第三項中「、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ」を削る。</p> <p><b>第三十四条第一項</b>中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。</p>	<p>附 則</p> <p>（障害者基本法の一部改正）</p> <p>第三十二条 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十一条第三項中「、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ」を削る。</p> <p><b>第三十二条第一項</b>中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。</p>

○ 障害者基本法の一部を改正する法律案 附則

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 <u>第二条並びに附則第四条、第五条</u>（同条の表第三号及び第四号に係る部分に限る。）、<u>第八条第二項及び第九条</u>（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の表の改正規定に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>二 <u>附則第六条</u>の規定 この法律の公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。次号及び同条から<u>附則第八条</u>までにおいて「地方自治法改正法」という。）の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>三 <u>附則第七条</u>の規定 第一号に掲げる規定の施行の日又は地方自治法改正法の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>(検討)</p> <p><u>第一条 国は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2  <u>国は、障害者が地域社会において必要な支援を受けながら自立した生活を営むことができるようにするため、障害に応じた</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 <u>第二条並びに附則第三条、第四条</u>（同条の表第三号及び第四号に係る部分に限る。）、<u>第七条第二項及び第八条</u>（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の表の改正規定に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>二 <u>附則第五条</u>の規定 この法律の公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。次号及び同条から<u>附則第七条</u>までにおいて「地方自治法改正法」という。）の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>三 <u>附則第六条</u>の規定 第一号に掲げる規定の施行の日又は地方自治法改正法の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>(新設)</p>

施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の相互の有機的連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(障害者自立支援法の一部改正)

第三条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基本的理念」を「基本的な理念」に改める。

第八十八条第四項中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条第六項中「第二十六条第四項」を「第三十四条第四項」に改める。

第八十九条第三項中「第九条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条第五項中「第二十六条第二項」を「第三十四条第一項」に改める。

第四条 障害者自立支援法の一部を次のように改正する。

第八十八条第六項中「第三十四条第四項の地方障害者施策推進協議会」を「第三十六条第四項の合議制の機関」に、「当該地方障害者施策推進協議会」を「当該機関」に改める。

第八十九条第五項中「第三十四条第一項の地方障害者施策推進協議会」を「第三十六条第一項の合議制の機関」に改める。

(障害者自立支援法の一部改正)

第二条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基本的理念」を「基本的な理念」に改める。

第八十八条第四項中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条第六項中「第二十六条第四項」を「第三十二条第四項」に改める。

第八十九条第三項中「第九条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条第五項中「第二十六条第二項」を「第三十二条第一項」に改める。

第三条 障害者自立支援法の一部を次のように改正する。

第八十八条第六項中「第三十二条第四項の地方障害者施策推進協議会」を「第三十四条第四項の合議制の機関」に、「当該地方障害者施策推進協議会」を「当該機関」に改める。

第八十九条第五項中「第三十二条第一項の地方障害者施策推進協議会」を「第三十四条第一項の合議制の機関」に改める。

(調整規定)

第五條 次の表の第一欄に掲げる場合においては、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下この表において「第一施行日」という。)がこの法律の施行の日前である場合(次号に掲げる場合を除く。)	附則第三條	同条第六項	同条第七項
		同条第五項	同条第六項
二 第一施行日及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第 号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下この表において「第二施行日」という。)がこの法律の施行の日前である場合	附則第三條	第八十八條第四項	第八十八條第五項
		同条第六項	同条第八項
		第八十九條第三項	第八十九條第四項
		同条第五項	同条第七項
三 (略)	(略)	(略)	(略)
四 (略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)

(調整規定)

第四條 次の表の第一欄に掲げる場合においては、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下この表において「第一施行日」という。)がこの法律の施行の日前である場合(次号に掲げる場合を除く。)	附則第二條	同条第六項	同条第七項
		同条第五項	同条第六項
二 第一施行日及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第 号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下この表において「第二施行日」という。)がこの法律の施行の日前である場合	附則第二條	第八十八條第四項	第八十八條第五項
		同条第六項	同条第八項
		第八十九條第三項	第八十九條第四項
		同条第五項	同条第七項
三 (略)	(略)	(略)	(略)
四 (略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)

(地方自治法改正法の一部改正)

第六条 地方自治法改正法の一部を次のように改正する。

附則第三十二条中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に、「第二十六条第二項」を「第三十四条第一項」に改める。

第七条 地方自治法改正法の一部を次のように改正する。

附則第三十二条中「第三十四条第一項」を「第三十六条第二項」に改める。

第八条・第九条 (略)

(地方自治法改正法の一部改正)

第五条 地方自治法改正法の一部を次のように改正する。

附則第三十二条中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に、「第二十六条第二項」を「第三十二条第一項」に改める。

第六条 地方自治法改正法の一部を次のように改正する。

附則第三十二条中「第三十二条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

第七条・第八条 (略)